

韮崎市小規模事業者応援給付金申請要領

令和8年1月5日

1 目的

物価高騰の影響を受けている市内で事業を行う小規模事業者を対象に雇用の維持と事業継続を応援するため、応援給付金を交付します。

2 対象事業者

次の条件を全て満たす事業者が対象となります。なお、不交付要件に該当する場合は、対象事業者であっても本給付金の対象にはなりません。

(1) 小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する常時使用する従業員20人（卸売業、小売業及び宿泊業・娯楽業除くサービス業を主たる事業とする事業者にあっては5人）以下の事業者

(2) 韮崎市内に事業所を有する事業者（法人または個人事業主）

(3) 申請時点で事業を営んでおり、雇用の維持や事業を継続する意思のある者

【不交付要件】

次のいずれかに該当する場合は、交付対象外となります。

- ・ 営業実態のない事業者（令和6年もしくは令和7年に事業収入があり、法人税申告又は確定申告をしている事業者及び令和7年中に新規開業した事業者は営業実態があるとみなし、それ以外の事業者は営業実態がないものとみなします）
 - ・ 医師、助産師、協同組合、一般社団法人、公益社団法人、財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、政治団体等（※1）
 - ・ 事業収入が主（最大）たる収入でない者（※2）
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に該当する者
 - ・ その他、応援給付金の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断する者
- ※1 法人税法別表第2及び第3に規定されている事業者
- ※2 不動産収入、農業収入、太陽光発電収入等が事業収入を上回る場合

3 支給額

従業員数10人以下の事業所 50,000円（1回限りの支給）

従業員数11人以上20人以下の事業所 100,000円（1回限りの支給）

※ 事業者が市内で複数の施設等を運営する場合でも、1事業者となります。

4 申請手続

- (1) 申請期間 令和8年1月15日（木）～令和8年3月31日（火）※当日消印有効
(2) 申請書類（申請書兼請求書の様式は市ホームページからダウンロードしてください。）

法人の場合の必要書類	個人事業主の場合の必要書類
<input type="checkbox"/> 申請書（誓約書）兼請求書（指定様式）	<input type="checkbox"/> 申請書（誓約書）兼請求書（指定様式）
<input type="checkbox"/> 法人の登記簿謄本の写し (申請日より3ヶ月以内に発行されたもの)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し
<input type="checkbox"/> 直近の法人税申告に係る法人事業概況説明書の写し	<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書（第一表）及び青色申告決算書（白色申告の場合は収支内訳書）1枚目の写し ※令和6年又は令和7年分の確定申告書
<input type="checkbox"/> 労働基準法に基づく労働者名簿の写し	<input type="checkbox"/> 開業届の写し ※開業から日が浅く、確定申告書の写しが提出できない場合
<input type="checkbox"/> 受取口座の通帳の写し（※3） (金融機関名、支店、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)	<input type="checkbox"/> 労働基準法に基づく労働者名簿の写し
	<input type="checkbox"/> 受取口座の通帳の写し（※3） (金融機関名、支店、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)

※3 振込先は、申請者名義の口座（法人の代表者名義可）となります。

(3) 申請場所・方法

上記申請書類を揃え、Web申請、郵送又は窓口でご提出ください。

- ・ Web申請（市ホームページより申請できます。）

来庁不要で、PCやスマートフォンにて申請ができます。申請フォームへの入力により、申請書（誓約書）兼請求書が自動で作成されます。添付書類はPDFデータ等でお手元に準備をしていただき、申請フォームへ添付してください。

- ・ 郵送・窓口申請

【提出先】〒407-8501 薩摩川内市水神1-3-1 薩摩川内市商工観光課商工観光担当 宛

(4) その他

- ・ 必要に応じて追加書類の提出や申請内容確認のために連絡することがあります。
- ・ 申請が不適当である場合は、不交付決定通知を郵送にて送付いたします。

5 給付金の交付について

- ・ 給付金の交付方法は「口座振込」のみです。
- ・ 申請内容の不備等がなければ、申請書の受理後3週間程度で振込みをいたします。
- ・ 振込の通知は行いません。口座振込をもって交付決定及び額確定の通知とさせていただきます。

6 業種の考え方

(1) 卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）

- ・ 他者から仕入れた商品を販売する事業（他者が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する）事業
- ・ 個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値を提供する事業

(2) サービス業のうち宿泊業・娯楽業

- ・ 宿泊を提供する事業（日本標準産業分類：中分類 7 5 宿泊業）
- ・ 映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業（同：中分類 8 0 娯楽業）

(3) 製造業その他

- ・ 自者で流通性のあるモノ（ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む）を生産する事業
- ・ 他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業（在庫性のある商品を製造する事業）
- ・ 上記の定義に当てはめることが難しい事業（建設業、運送業等）

7 注意事項

本給付金の交付後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金の交付を取り消します。この場合は、受け取った給付金は返還していただきます。

8 誓約・同意事項

次の事項に誓約及び同意がない場合は、本給付金の申請はできません。

【誓約・同意事項】

私は、垂崎市小規模事業者応援給付金（以下「給付金」という。）の支給申請を行うに当たり、下記の事項について誓約・同意します。この誓約に違反したことにより、当該給付金を返還することになっても、異議は一切申し立てません。

- ・ 給付金の対象者で、不交付要件には該当しません。
- ・ 給付金の交付要件等を審査するため、垂崎市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めるに同意します。
- ・ 給付金の交付要件を確認するため、垂崎市職員による関係書類の提出、指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じます。
- ・ 交付決定後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払いができず、令和8年4月15日までに、垂崎市が申請者に連絡及び確認できない場合には、垂崎市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ・ 給付金の交付後、対象事業者の要件に該当しないことが判明した場合、もしくは不交付要件に該当すると判明した場合には、受給した給付金を返還します。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、今後においても暴力団との関係を持つ意思はありません。

9 問合せ先

葦崎市商工観光課商工観光担当

【電話】0551-45-9158（直通）

【E-mail】shoukou@city.nirasaki.lg.jp

【時間】平日 8：30～17：15

本給付金に係る取扱いについては、葦崎市補助金等交付規則に定めるほか、本申請要領によります。